

障がい児通所支援事業所管理者 様

大阪府福祉部長

大阪府健康医療部長

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の施設等におけるご対応について

日頃から府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。大阪府では、令和3年12月にオミクロン株の市中感染が報告されて以降、新型コロナウイルス感染症がこれまでに類を見ない速度で感染拡大しております。

また、既にオミクロン株への置き換わりが起きていることから、今後も急速な感染拡大が続くことが予想され、入院による治療を必要とする人の急激な増加や軽症・中等症の医療体制の急速なひっ迫が想定されます。

つきましては、貴事業所内で新型コロナウイルス感染症が発生した際の利用者等の重症化を防ぐため、また、新型コロナウイルス感染症患者が適切な治療を円滑に受けられる入院医療体制を維持するため、下記のことについて、ご協力をお願いいたします。

これまでも多大なご協力をいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の新たな局面を乗り越えるため、改めてお願い申し上げます。

記

1 感染拡大防止の支援について

事業所内で新型コロナウイルスの陽性者が判明した場合の感染対策について、専門職によるゾーニングやその他の感染対策の助言が可能です。保健所と情報共有した上で対応させていただきますので、必要時にご相談をお願いいたします。

なお、日常的な感染症予防対策については、感染症に詳しい看護師への相談事業（受付期間：令和4年3月25日（金曜日）まで）を実施しています。また、有症状者が発生した際は高齢者施設等「スマホ検査センター」をご活用ください。

（参考）社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症電話相談（感染症予防対策）

https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronahelpine_for_sw/index.html

（参考）高齢者施設等「スマホ検査センター」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html>

2 今後の医療・療養体制等について

患者への治療機会を最大限確保するため、重症度分類が中等症以上、または、65歳以上の高齢者及び重症化リスクがあり発熱が続くなどの症状がある方（外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く）等を入院対象とすることとしました（令和4年1月7日大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会で同意。なお、今後の状況に応じて随時運用を見直すことがあります。）。詳細については、下記URLをご参照ください。

(参考)「府における入院・療養の考え方」(大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会での協議事項)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/37375/00415279/siryol.pdf>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38215/00415304/3-2-0107-new.pdf>

【問合せ先】

- ・「感染拡大防止の支援」に関すること（発生時の専門職による助言等）
感染症対策企画課 個別事象対応グループ 電話：06-6944-9157（直通）
（※陽性患者発生時の対応は、各管轄保健所に連絡ください。）
- ・「障がい児通所支援事業所における指導」に関すること
生活基盤推進課 指定・指導グループ 電話：06-6944-6696（直通）
- ・「感染予防にかかる看護師への相談事業」「スマホ検査センター」に関すること
地域福祉課 企画推進グループ 電話：06-6944-6657（直通）
- ・「患者の入院・療養」に関すること
各管轄保健所にご連絡ください
- ・「抗体治療医療機関（往診、診療所外来）」に関すること
感染症対策支援課 病院支援第一グループ 電話：06-4397-3243（直通）
- ・「抗体治療医療機関（病院外来）」に関すること
保健医療企画課 計画推進グループ 電話：06-6944-6028（直通）